

平成28年5月23日

くるみん認定通知書交付式を実施しました！ (基準適合一般事業主認定)

有限会社いこい

(所在地：佐世保市 業種：医療・福祉業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成28年4月20日に「有限会社いこい」（代表取締役 久原 慎二）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



有限会社いこい

代表取締役 久原 慎二 様 大塚 長崎労働局長

有限会社いこいの取組の概要

認定企業（有限会社いこい）の概要

所在地 佐世保市
労働者数 69人（男性18人、女性51人）
事業内容 医療福祉業

行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成26年3月1日～平成28年2月29日）

- 1 妊娠中・産後の健康管理や、産前産後休暇・育児休業制度に関すること、復帰後の働き方等について相談窓口を設置する
- 2 計画期間内に、男性職員の育児休業取得者を1名以上とする
- 3 子どもに職員（保護者）の働く姿を見学してもらう「子ども参観日」を実施する

企業からの一言

行動計画策定に当たって工夫した点

結婚や出産を機に退職する女性社員が多かったため、仕事と子育ての両立を支援する職場環境づくりを目指すこととし、産前産後休暇や育児休業制度について周知したり、女性社員が気軽に相談できる体制を整えるために相談員を配置することを計画に掲げました。

また、男性社員の育児休業の取得実績もなかったことから、男性の育児休業は「特別なこと」ではなく、企業としてはむしろ積極的に活用してもらいたいという意向で男性の育児休業取得を目標に掲げました。

行動計画策定・実施の効果

産前産後休暇や育児休業制度について社内で周知したり、既に設置していた事業所内保育施設の利用を促すことにより、結婚・出産後も継続して就業する女性社員が増えてきています。

また、男性の育児休業取得者が出たことで、男性も育児休業をしてよいのだと他の社員の認識の変化にも繋がったように思います。

育児休業を取得した男性従業員の声

仕事が多忙なため、男性は育児休業を取得してはならないという概念がありましたが、上司より男性の育児休業について何度も説明を受けるうちに「男性でも育児休業を取得していいんだ」という考えに変わりました。

また、現場が心配でしたが、業務改善や仕事の引継ぎを確実に行うことで、心置きなく育児休業を取ることができました。復職後も「子ども参観日」を通して子どもの成長を職場で感じることができ、仕事へのモチベーション向上にもなっています。

育児休業を取得した男性従業員の上司の声

従業員の仕事と家庭生活どちらにおいても支援できたと思います。当初、部下としては男性の育児休業は特別なことといった認識があったようで、複数回にわたって説明することで理解を得て、同様に他の従業員に対しても理解を求め、育児休業取得時には職場の協力も得ることができました。

今後も男性従業員の育児休業取得に限らず、設置している事業所内保育施設の利用を促すとともに、男女どちらも子育てがしやすい企業を目指していきたいと思います。

* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、
長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050

